

生徒手帳

2026（令和8）年度

新潟市立明鏡高等学校

目 次

	この手帳の取扱について、校名、校章の由来 . . .	2
1	教育方針・教育目標	3
2	学校のあゆみ	4
3	校歌	6
4	生徒心得	8
5	交通安全に関する規定	11
6	生徒会会則	13
7	生徒会選挙管理に関する規程	19
8	部活動新設、同好会新設、廃部の基準	21
9	応援歌	22
10	図書館利用について	24

この手帳の取扱いについて

この手帳は生徒の明朗健全な学校生活を指導するためのものであるから、大切に取扱い、十分に活用すること。

校 名

「鑑明則塵垢不止」(荘子)や漢詩などに「曇りがない」などの意味で使われる「鑑明」「明鏡」からとり、生徒の清らかな心の成長への願いをこめている。

校章の由来

 は  即ち明を表す。

内部の白い四つの形は信濃川の流れを表すとともに、四つの形全体で「開いた本」即ち、学校を象徴する。

1 教育方針・教育目標

教 育 方 針

健 全 ・ 勤 勉 ・ 和 敬

教育目標

- (1) 個性の伸長と自律心の育成
- (2) 働学精神の体得
- (3) 気力・体力の充実
- (4) 明るい校風の確立

2 学校のあゆみ

新潟市立鏡ヶ岡高等学校と新潟市立白山高等学校定時制課程が統合し、昭和 56 年 4 月新潟市立明鏡高等学校として開校した。

<鏡ヶ岡高等学校>

- 昭 23. 6. 沼垂高等学校定時制課程設置
- 34. 4. 商業科を設置
- 39. 4. 2 部制授業を開始
- 39. 7. 沼垂高等学校から分離、定時制独立校
「鏡ヶ岡高等学校」となる
- 40. 11. 校旗樹立（同窓会から寄贈）
- 42. 11. E.T.A（事業主と教師の会）発足
- 42. 11. 創立 20 周年記念式典、校歌制定
- 52. 10. 創立 30 周年記念式典
- 56. 3. 閉校式典、白山校舎に移転

<白山高等学校>

- 昭 23. 6. 新潟市立白山高等学校（定時制独立校）として設立
- 38. 6. 新校舎第 1 期工事竣工
- 39. 6. 新潟地震により本校舎傾斜、東校舎（木造）全壊
- 40. 8. 本校舎復元工事完了
- 41. 8. 第 2 期工事竣工
- 43. 12. 体育館竣工
- 51. 8. 生徒昇降口完成
- 53. 11. 創立 30 周年記念式典
- 56. 2. 定時制閉課程式典

＜明鏡高等学校＞

- 昭 55. 11. 開校認可
56. 4. 開校（普 14、商 4、計 18 学級）
56. 4. 昼間教室を開設
（普 3 学級募集のうち、1 学級をあてる）
56. 4. 鏡ヶ岡高等学校同窓会は明鏡高等学校同窓会と改称
56. 6. 6 月 24 日を創立記念日とする
56. 11. 開校記念式典および校旗樹立
57. 2. 校歌発表会
58. 4. 普 12 学級（うち昼 3 学級）・商 4 計 16 学級
59. 4. 普 12 学級（うち昼 4 学級）・商 4 計 16 学級
- 平 7. 4. 新潟市沼垂東 6 丁目 11 番 1 号に校舎を新築、移転
7. 10. 移転新築記念式典
10. 4. 単位制に移行
11. 10. 創立 50 周年記念式典
13. 3. 学年制終了 商業科閉科
20. 11. 創立 60 周年記念式典
30. 10. 創立 70 周年記念式典

統合によって明鏡高等学校は、専用校舎をもち、全ての勤労条件や生活環境に対応できる開かれた定時制教育の基礎づくりが可能になるとともに、全国屈指の規模と施設を誇る完全独立校となる。

3 校 歌

宮 柊 二 作詞
平 井 康三郎 作曲

生き生きと (J=約 112)

はたらくはひとのまことと一まなびてあお
おさむるはひろきちしきと一まなびてのぞ
どうがくのほこりかかげて一しとともわれ

くそら一ほしすむやそらのはるかを
むまち一ゆきつむやまちのもなかを
らあり一かぜたつやこしのくぬちに
リズムカルに

あたらしきともをむかえてわかきたま
あたらしきともをむかえてわかきたま
あたらしきともをむかえてわかきたま

おおしかれよとふるさとのうみなりわたる一めい
ゆたかなれよとふるさとのおおかわくだる一めい
すずしかれよとふるさとのやまやまめぐる一めい

きょうめいきょうこうとうが一つこ
きょうめいきょうこうとうが一つこ
きょうめいきょうこうとうが一つこ

新潟市立明鏡高等学校校歌

作詞 宮 柊 二
作曲 平井 康三郎

働くは 人の誠と

修むるは 広き知識と

働学の 誇かゝげて

学びて仰ぐ空

学びて望む街

師と友われらあり

星澄むや 空の遙かを

雪積むや 街の中央を

風立つや 越の國內に

新しき友を迎へて

新しき友を迎へて

新しき友を迎へて

若き魂 雄々しかれよと

若き魂 豊かなれよと

若き魂 清しかれよと

ふるさとの海鳴わたる

ふるさとの大川くだる

ふるさとの山々めぐる

明鏡高等学校

明鏡高等学校

明鏡高等学校

4 生徒心得

(1) 服装

服装は自己の生活態度の表現であることを考え、常に清潔質素、端正を心がけ本校生徒としての品位を保つように努める。

(2) 礼儀

礼儀は相互信頼と敬愛のあらわれである。丁寧な言葉づかいや挨拶を心掛ける。

(3) 登校・下校

- ① 生徒は原則として、午前部は午後5時、夜間部は午後9時15分までに下校しなくてはならない。
- ② 登校および下校は、所定の出入口より行う。
- ③ 登下校の途中では、常に本校生徒としての自覚を持ち、交通道徳・規則を守り、他人の迷惑にならないようにする。

(4) 授業

- ① 休憩時間と授業時間のけじめをつけ、始業チャイムとともに学習が始められるよう、授業の準備をする。
- ② 授業選択によってできた空き時間は、他の授業の迷惑にならないよう気をつける。(待機場所はホール)

(5) 清掃および校舎用具の保全

- ① 常に校舎内外の清掃美化につとめる。
- ② 校舎用具はこれを愛護し、汚損、破損などの行為をしてはならない。

(6) 風 紀

- ① 所持品は必ず記名し、放課後、校内に置いておかないようにする。
- ② 学校生活に不必要な物は金銭・物品を問わず持参してはならない。
- ③ 貴重品は必ず身につけておくこと。
- ④ 金銭その他の物品を紛失または拾得したときは、ただちに学級担任または係に届け出る。
- ⑤ スマートフォン・携帯電話等の使用については、マナーを守る。
- ⑥ 下記の事項は厳禁である。
 - (ア) 喫煙・飲酒
(電子式・加熱式等を含む喫煙器具の所持)
 - (イ) 暴力行為
 - (ウ) 他の生徒への迷惑行為
 - (エ) 生徒として好ましくない場所への出入り
 - (オ) 金銭、物品の貸し借り
- ⑦ 外部の友人・知人を学校に呼ばない。

(7) 集会、行事その他諸届

- ① 下記の場合は学校に届け出て、承認もしくは許可を得なければならない。
 - (ア) 生徒が学校において予防すべき感染症と診断された場合
 - (イ) 氏名、住所、保護者、勤務先などに変更があった場合
 - (ウ) 校内に掲示または展示をしようとする場合
- ② 各種証明書の発行は、所定の交付願を用い学級担任を通じて行う。

(8) 欠席、忌引、遅刻

- ① 欠席、忌引は事前に届け出ることを原則とする。

忌引は父母 7日

祖父母・兄弟 3日

伯叔父母(それに準ずるもの) 1日まで認める。

欠席の届け出が事後になった場合であっても、担任に届け出る。

- ② 遅刻・早退の場合は、担任もしくは授業担当者に申し出る。

5 交通安全に関する規定

- 1 自動車学校入学、および運転免許受験および取得にあたっては学級担任に届け出て、報告書を提出する。ただし原付バイク以外の自動二輪車の免許取得は原則禁止とする。
- 2 自動車、原付バイク通学に関しては別に校内規定を設けるのでそれに従う。
- 3 自動車・原付バイクによる交通違反、校内規定違反および事故についての取扱い。
 - (1) 交通法規違反、および事故を起こした者はすみやかに学級担任に届け出る。
 - (2) 交通法規、校内規定違反および事故を起こした者は本校所定の処置をとる。

自動車・原付バイク通学に関する規定

- 1 自動車、原付バイク以外の自動二輪車を原則として通学に使用する事はできない。
- 2 許可基準を満たしており自動車・原付バイク通学を希望する者は、保護者同意のうえで定められた申請期間中に許可願いと任意保険の写し等の必要書類を毎年提出し、必ず交通安全実技講習を受講する。
- 3 自動車・原付バイク通学を許可された者の厳守事項
 - (1) 校内規定はもちろんのこと、交通法規を守り安全運転につとめる。
 - (2) 校地内では生徒用駐車場に駐車する。

- (3) 校地内では徐行運転で安全を守る。
- (4) 自動車・原付バイクの貸し借りはしない。
- (5) 運転車の変更の際は、そのつど願い出て許可を得る。
- (6) 原付バイク通学は本校指定「通学許可ステッカー」を必ず所定の位置に貼る。
- (7) 原付バイク通学はフルフェイス型もしくはジェット型ヘルメットを必ず着用する。
- (8) 許可車輛に他の生徒が乗ることを禁止する。

なお、上記の事項が守れない者は許可を取り消す場合がある。

自転車通学に関する規定

- 1 自転車を通学に使用したい者は、自賠償保険に加入のうえ、「自転車通学届」を学級担任に提出する。
- 2 自転車通学者の厳守事項
 - (1) 校内規定はもちろんのこと、交通法規を守り安全運転につとめる。
 - (2) 校地内では所定の駐輪場に駐輪し、必ずカギをかける。
 - (3) 校地内では徐行運転で安全を守る。
 - (4) 自転車の貸し借りはしない。
 - (5) 本校指定「通学許可ステッカー」を必ず所定の位置に貼る。
 - (6) 自転車の変更やステッカーの再交付の際は、そのつど届け出る。

なお、上記の事項を守れない者は許可を取り消す場合がある。

6 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は新潟市立明鏡高等学校生徒会という。

第2条 本会は新潟市立明鏡高等学校生徒をもって組織する。

第2章 目 的

第3条 本会は会員相互協力し、自主的精神による生徒活動により、心身の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の機関をおく。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 生徒総会 | (8) 整備委員会 |
| (2) 生徒会執行部会 | (9) 保健委員会 |
| (3) 生徒委員会 | (10) 体育委員会 |
| (4) クラス会 | (11) 選挙管理委員会 |
| (5) 風紀委員会 | (12) 明鏡祭実行委員会 |
| (6) 広報委員会 | (13) 部会（文化、体育） |
| (7) 図書・視聴覚委員会 | |

第3章 構成、任務

第5条 各機関は教職員を顧問とし、その構成及び権限、任務は次のとおりとする。

- (1) 生徒総会は全校生徒をもって構成し、生徒会活動の最高の議決機関である。年度中に2回予算決算及び規約改正等について開催する。ただし、生徒委員会または全校生徒の過半数の請求があるときは臨時に会長はこれを開催しなければならない。

- (2) 生徒会執行部会は会長、副会長、書記、会計をもって構成し、第3条に定める目的遂行につとめる。また生徒委員会に提出する議案を作成する。
- (3) 生徒委員会は生徒委員をもって構成し、会長または生徒委員の過半数の請求によって開催され、生徒総会につぐ議決機関である。生徒総会に提出する議案の作成と決議事項の処理にあたる。その他円滑な生徒会活動を図るための諸事項の処理にあたる。
- (4) クラス会はクラス生徒をもって構成し、クラス内の事項及び生徒委員会に提出する事項について審議する。
- (5) 風紀委員会は風紀委員をもって構成し、校内の風紀を正し、その維持につとめる。
- (6) 広報委員会は広報委員をもって構成し、機関誌、新聞の編集発行にあたる。
- (7) 図書・視聴覚委員会は図書・視聴覚委員をもって構成し、図書・視聴覚に関する仕事にあたる。
- (8) 整備委員会は整備委員をもって構成し、校舎内外の美化等に関する活動にあたる。
- (9) 保健委員会は保健委員をもって構成し、保健及び衛生等に関する活動にあたる。
- (10) 体育委員会は体育委員をもって構成し、体育を円滑に行うための活動にあたる。
- (11) 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって構成し、生徒会選挙の管理にあたる。
- (12) 明鏡祭実行委員会は明鏡祭実行委員をもって構成し、実施の補助にあたる。

(13) 部会は部長をもって構成し、内部の事項について審議する。

第4章 役員等

第6条 本会は次の役員、委員、部長、係をおき、各機関には正副の長をおく。

(役員)	会 長	1人
	副 会 長	2人
	書 記	若干名
	会 計	〃
(委員)	生 徒 委 員	(各クラス2人)
	風 紀 委 員	(〃 2人)
	広 報 委 員	(〃 1人)
	図書・視聴覚委員	(〃 2人)
	整 備 委 員	(〃 2人)
	保 健 委 員	(〃 2人)
	体 育 委 員	(〃 2人)
	選挙管理委員	(〃 2人)
	明鏡祭実行委員	(〃 2人)
(部長)	各 部 長	(各 部1人)
(係)	ク ラ ス 各 種 係	(各クラス若干名)

第7条 本会の役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は生徒会の代表であり生徒活動を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 書記は生徒会事務の記録、整理を担当する。
- (4) 会計は会計事務を担当する。

- (5) 生徒委員会議長は生徒委員会の審議事項の運営にあたる。
- (6) 生徒委員はクラスの代表であり、クラスを統括し、生徒委員会の議題を審議し、決議事項の処理にあたる。
- (7) 風紀委員長は風紀委員の任務を統括する。
- (8) 広報委員長は広報委員の任務を統括する。
- (9) 図書・視聴覚委員長は図書・視聴覚委員の任務を統括する。
- (10) 整備委員長は整備委員の任務を統括する。
- (11) 保健委員長は保健委員の任務を統括する。
- (12) 体育委員長は体育委員の任務を統括する。
- (13) 選挙管理委員長は選挙管理委員の任務を統括する。
- (14) 明鏡祭実行委員長は明鏡祭実行委員の任務を統括する。
- (15) 文化部長は文化部会の代表であって、文化部会を統括する。
- (16) 体育部長は体育部会の代表であって、体育部会を統括する。
- (17) 各部長は部を代表し、部内を統括する。
- (18) クラス各種係はクラス内の係の任務を行う。
- (19) 各機関の副は長を補佐する。

第8条 本会の役員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は原則として卒業年次から全校生徒の総投票により選出する。
- (2) 副会長は原則として卒業年次を除く生徒から全校生徒の総投票により選出する。

- (3) 書記、会計は会長が指名し、生徒委員会の承認を得なければならない。
- (4) 各機関の委員、係はクラスにより原則として2人選出する。
- (5) 各機関の長、副は互選により選出し、生徒委員会の承認を得る。

- 第9条 (1) 役員等の任期は4月から翌年3月までとし、任期中の補充は残余の期間とする。
- (2) 各種委員等の任期は4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期に分け、任期中の補充は残余の期間とする。但し各種実行委員会はこの限りではない。

第10条 役員等の再任は防げない。

第11条 役員等は3機関まで兼ねることができる。

第12条 全校生徒の総投票による選挙は別に定める生徒会選挙管理に関する規定による。

第5章 会 議

第13条 会議はすべて構成員の2分の1以上をもって成立し、出席人員の過半数の賛成によって決する。但し賛否同数の時は議長が決する。

第14条 生徒総会の正副議長はそのつど生徒会執行部を除く生徒の中から選出する。

第6章 会 計

第15条 会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。

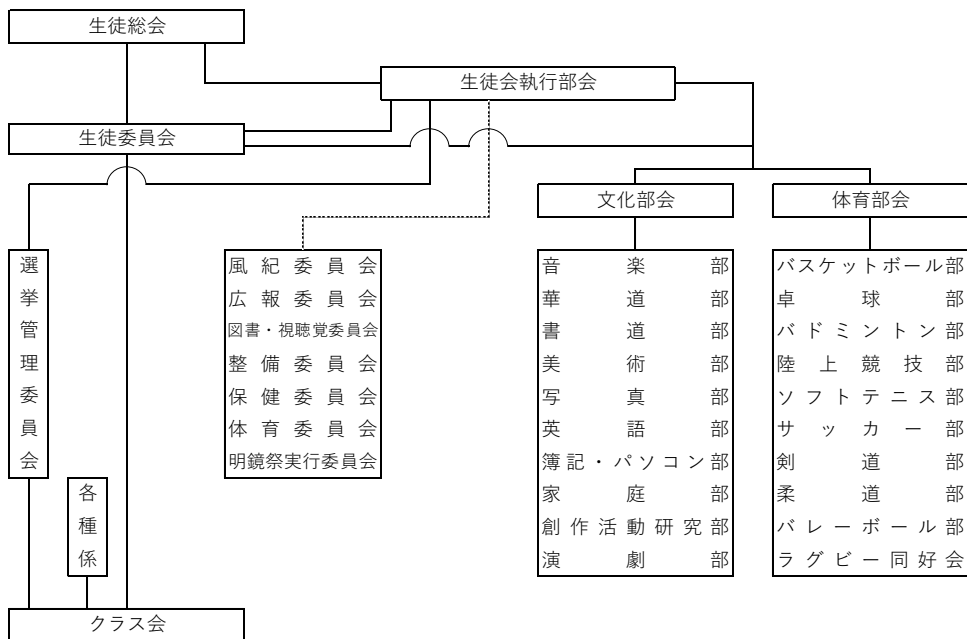
第16条 会計は生徒会会計の収支状況を記載した報告書を作成し、任期に1回生徒会に報告しなければならない。

第17条 本会の経費は全校生徒から徴収する生徒会費、及び寄付、その他で充当する。

附 則

- (1) 各会において決議された事項に関しては学校長の承認を必要とする。
- (2) 会則の改正は生徒総会の出席総数の3分の2以上の承認を必要とする。
- (3) この会則は昭和56年10月13日から効力を発する。

生徒会組織図（令和8年度現在）



7 生徒会選挙管理に関する規程

- 第1条 全校生徒の総投票による選挙には、生徒会会則第12条に基づき選挙管理委員会を結成して管理にあたる。
- 第2条 委員会は各クラスから原則として2人選出された委員により構成し、正副委員長は委員の互選により定める。
- 第3条 委員会は次の事項を処理する。
- (1) 立候補、推薦候補の届け出の受付および告示。
 - (2) 投票に関するいっさいの事項。
 - (3) 開票に関するいっさいの事項及び当選者の確認告示。
- 第4条 委員は立候補、または他の候補者の推薦をすることはできない。ただし生徒委員会において必要と認めた場合は、委員の職を退くことができる。
- 第5条 委員会は選挙のつど選挙の30日前までに結成する。委員は再任されることができる。
- 第6条 立候補および推薦候補者の届け出は、告示の日から示された日までに委員会に届け出なければならない。
- 第7条 立会演説会は候補者の演説及び推薦者の演説とする。
- 第8条 候補者推薦の提示については、委員会の定めるところによる。
- 第9条 選挙の投票にあたっては、次の場合は無効とする。
- (1) 定められた投票用紙を用いないもの。
 - (2) 候補者中のだれに投票したか判明できないもの。
 - (3) その他、規程違反の起きた場合。
- 第10条 当選者の決定はすべて高点順とし、同点の場合は5日以内に決選投票を行う。

- 第11条 (1) 立候補者が定員の場合には、信任投票を行い、総投票数の過半数の信任により当選とする。
- (2) 前者が不信任された場合には、その日から 10 日以内に再選挙の立候補者の届け出を行い、届け出締切後 15 日以内に再選挙を実施する。
- (3) 不信任された場合、その後の再選挙によって新たな生徒会執行部会が選出されるまで、現生徒会執行部会が引継ぎ生徒会活動を行う。

第12条 任期の3分の2以上あるとき、やむを得ない事情または事故等により欠損が生じた場合は、欠員が生じたその日から 10 日以内に再選挙の立候補者の届け出を行い、届け出締切後 15 日以内に再選挙を実施する。

附 則

- (1) この規程の改正は生徒総会の承認を必要とする。
- (2) この規程は昭和 56 年 10 月 13 日から実施する。

8 部活動新設、同好会新設、廃部の基準

- (1) 同好会新設の基準 設立申請は「同好会設立申請書」を生徒会に提出すること。原則として3人以上の希望人数があり、顧問、場所、目的、内容等が適切であると職員会議、生徒委員会の承認を得た時。
- (2) 部活動新設の基準 同好会として2年以上の継続した活動があり、同好会より生徒会に申請し、職員会議、生徒委員会の承認を得た時。
- (3) 廃部の基準 部活動については実動部員がいない状態が2年以上続いた時。同好会については実動部員がいなくなった場合。
- (4) 予算の配当 生徒会が部活動、同好会の活動状況を勘案して査定し、顧問会議、職員会議、生徒委員会の承認を得て配当する。

その他

- ・ 同好会の大会参加などによる交通費の請求は、部活動に準ずる。
- ・ 原則として、申請書の受付期間は12月～2月とする。

平成28年度より実施する。

9 応 援 歌

第1 応援歌

青春の血は 嵐と燃えて
戦^{いくさ}の庭に とどろきわたる
団結固き 明鏡選手
今ぞ若者よ 腕をふるえ
ふるえ ふるえ おお明鏡選手



せいしゅん のちは あらしともえ て いくさの
にわに とどろきわたる だんけつかたきめいきょうせんしゅ
いまぞわ かもものよ うでをふるえ ふる
え ふるえ おおめいきょうせんしゅ

第2 応援歌

若人の 若人の
夢はかけりて 暁の
戦いの庭 静かなり
ああ青春の 武者振りを
友よたたえん わが母校



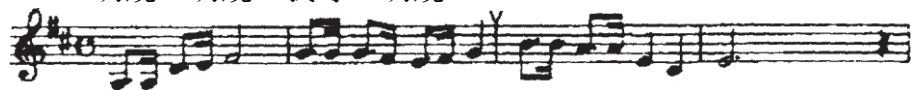
わこーどの わこーどのゆめはかけりてあかつきの たた かいのにわ



しずかなり ああせいしゅんのむしゃぶりをとも よたたえんわがぼこう

第3 応援歌

燃えたぎる
血潮の色よ 血潮の色よ
万燈明き 我等の母校 我等の母校
明鏡 明鏡 我等の明鏡



もえたぎる ちしおのいろよ ちしおのいろ よ



はんとうあかきわれらのぼこう われらのぼこう めい



きょう めい きょう われらのぼこう

10 図書館利用について

- ・ 開館

平日 昼休み・休み時間・放課後 17:45 まで
長期休業中は閉館とする。

- ・ 閲覧について

館内で閲覧した図書は必ず所定の位置にもどすこと。

- ・ 貸出しについて

- ① 1人2冊とし、貸出期間を2週間以内とする。
- ② 長期休暇中の貸出しについてはその都度定める。
- ③ “帯出禁止”本は原則として貸出しはしない。
- ④ 貸出しを受けた図書はていねいに扱い、他に転貸してはならない。
- ⑤ 貸出しを受けた図書を紛失したときは弁償してもらうこともある。

注意事項

- ① 館内では私語をつつしみ、読書環境の維持につとめる。
- ② 清潔整とんを心がける。
- ③ 館内は飲食禁止である。